

処 分 基 準

令和 7 年11月28日

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第 3 1 条の 1 1 第 2 項第 2 号
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第 3 1 条の 1 1 第 1 項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙 1 のとおり
問 合 せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：